



しんじゅくニュース

だい
第27号

発行 新宿区地域文化部文化観光国際課

外国語版ホームページ

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/>

2012年1月1日発行

電話：03-5273-3504 FAX：03-3209-1500

各担当部署にお問い合わせの場合は、日本語でお問い合わせください

必ず守って! 生活のルールとマナー

地域で日本人と外国人が気持ちよく暮らしていくためには、お互いがルールやマナーを守って生活することが大切です。

たった1人がルールやマナーを守らないで行動すると、周囲の迷惑になり、暮らしにくいまちになってしまいます。

皆さん一人一人が新宿区の一員です。

誰もが気持ちよく暮らせるまちにするために、日本人も外国人も一緒に、もう一度ルールやマナーを確認しましょう。

新宿生活スタートブックでは、外国人の皆さんに先輩外国人のアドバイスとして、生活習慣や守るべきルール・マナー

についてわかりやすく説明しています。

外国人登録窓口、区役所、しんじゅく多文化共生プラザで配布していますので、ぜひお読みください。



歩行者

路上で騒がない
(特に早朝と深夜は注意)

決められた日以外の
ゴミ出し

自転車の2人乗り

外にも聞こえる
店内音響

ポイ捨てをしない

無許可のビア配り

道路にはみ出した
看板や商品

横に広がって歩かない

歩きタバコ
をしない

店舗

次号の発行は2012年3月予定です。区役所、しんじゅく多文化共生プラザ、出張所、図書館など各公共施設で配布しています。

楽しく学ぼう♪

託児付き

外国人のための親と子の日本語教室



親子で楽しく日本語を学びませんか？託児付きなので乳幼児のお子さんがある方も安心して勉強できます！途中からでも参加できます。

日 時 1月14日(土)～3月17日(土)の毎週土曜日
午前10時～12時(全10回)

会 場 新宿区立大久保小学校(大久保1-1-21)

対 象 日本に在住する日本語のレベルが入門から初級の外国人の親子。
20組(先着順)。

費 用 1人500円

申込み ①親の名前(ふりがな)、よくわかる言語 ②子(こ)の名前(ふりがな)、年齢、よくわかる言語 ③住所 ④電話番号 ⑤FAX番号(あれば) ⑥講座名を記入してはがき(〒160-0022 新宿区新宿6-14-1)か FAX (03-3350-4839)、Eメール (bunka@regasu-shinjuku.or.jp) で新宿文化センターまで。

問合せ 新宿未来創造財団 文化交流課 Tel.03-3350-1141

春のしんじゅく子ども日本語クラス

日本語を楽しく勉強しましょう！

学校生活に必要な日本語などに不安のある方、この春休みを使って一緒に学習しましょう。

期 間 3月24日(土)～3月30日(金)全7回
午前10時～12時30分(2時間30分)

会 場 しんじゅく多文化共生プラザ

費 用 無料

対 象 つぎに該当する児童・生徒。
しんじゅくくりつしょうちゅうがっこう かな 新宿区立小中学校に通い、まだ日本語が十分でない小学1年生～中学3年生の児童・生徒
※2012年4月以降に新宿区立の小中学校に通い始める児童・生徒も可



申込み ①子(こ)の名前(ふりがな)、年齢、日常話す言語 ②親(おや)の名前(ふりがな) ③住所 ④電話、FAX番号 ⑤講座名(春のしんじゅく子ども日本語クラス)を記入してFAX (03-3350-4839) Eメール (bunka@regasu-shinjuku.or.jp) はがき(〒160-0022 新宿区新宿6-14-1)で新宿文化センターまで。

定 員 20人(先着順)

問 合 せ 新宿未来創造財団文化交流課 Tel.03-3350-1141

★申込者には詳しい案内をお送りします。
注意：日本語クラスに通うときは、事故やケガが起きないように、保護者が送り迎えするなどして気をつけてください。

しんじゅく区にほんごきょうしつ 新宿区日本語教室(1月～3月)

あなたの住む地域にある教室で日本語ボランティアと一緒に楽しく日本語を学びませんか？教室に空きがある場合は途中からでも参加できます。



対 象 入門初級レベル。日常生活で日本語を必要としている方。新宿区に在住、在勤、在学の方を優先。ただし、中学生以下の方は参加できません。

日 時 月曜日～金曜日。週1回の教室と週2回の教室があります。曜日は会場によって異なります。学習時間は午前9時30分～11時30分、午後6時30分～8時30分(月・木曜日のみ)。

会 場 しんじゅく多文化共生プラザを含む区内各地
※詳しくはお問い合わせください。

参 加 費 週1回クラス/1500円
週2回クラス/3000円
※一度入金された参加費はお返しできません。

申込み 申込用紙に必要事項を記入し、新宿文化センターへ郵送(〒160-0022 新宿6-14-1)かFAX (03-3350-4839)でお送りください。申込用紙はしんじゅく多文化共生プラザ、新宿区役所外国人相談窓口、新宿文化センターで配布しています。

問 合 せ 新宿未来創造財団 文化交流課 Tel.03-3350-1141

家計に優しい冬の省エネ エネルギーの無駄使いをなくそう!

エアコンの設定温度は20度を目安に

暖房は20度を目安に設定しましょう。寒いと感じるときは、設定温度を上げる前にカーディガンや1枚着る、ひざ掛けや湯たんぽを使うなど工夫してみましょう。また、暖房器具のフィルターを定期的に掃除しましょう。フィルターの詰まりを減らすことで消費電力の節約ができます。

【注意】寒いのを我慢して体調を崩さないように注意して、継続的に取り組めるようにしてください。



使わないときはスイッチオフ!

家電製品のコンセントは差しているだけで電力を消費しています。使用しないときはコンセントを抜くようにしましょう。待機電力節約のためテレビやパソコンの主電源はOFFにしましょう。電気ポットを使用する場合は、保温を使わず使用するときには沸騰させましょう。



照明の省エネ3か条

電気消費の多い照明の省エネ方法は3つのポイントがあります。まずは、こまめに消灯すること。使っていない部屋の電気は切るようにしましょう。2つめは照明器具の掃除。ランプ本体や照明のカバーなどにホコリや汚れがつくと、明るさが低下します。最後は、白熱電球を電球形蛍光灯や電球形LEDランプに交換すること。買い替えにお金はかかりますが、消費電力が少なく省エネになります。

太陽が出ている時間が短い冬は、部屋の明かりをつける時間が長くなることやエアコンの使用が増えることでエネルギーの使用量が増えます。震災後、節電については様々な対策がされていますが、改めて自分がどのくらい電気を使っているかチェックしてください。省エネ活動は光熱費の節約にもなります。

◆◆◆◆◆ 子ども総合センター ◆◆◆◆◆ 子ども家庭支援センター ◆◆◆◆◆

◆◆◆◆◆ あなたの子育て 応援 します!! ◆◆◆◆◆



子育てを支援する「子ども総合センター」「子ども家庭支援センター」があるのを皆さんは知っていますか？
0～18歳未満のお子さんとその保護者が利用できる施設で、子どもたちが楽しく遊べるスペースがあり、育児の不安や悩みについて相談もできます。新宿区には4つの施設があります。

◆◆◆◆◆ 子育て支援事業の紹介 ◆◆◆◆◆

🌸 子どもと家庭の総合相談

子育ての不安や悩みなどについて相談員と一緒に考え、アドバイスを行います。必要に応じて専門機関への紹介も行っています。相談専用の電話でお気軽にご相談ください（日本語対応のみ）。

また、「近所の親子の様子心配だ」、「大きくなり声や激しい泣き声が聞こえる」等、児童虐待の疑いを感じたら連絡してください。相談者のプライバシーは守ります。

..... 相談専用電話

- 子ども総合センター ☎ 03-3232-0675
- 中落合子ども家庭支援センター ☎ 03-3952-7752
- 榎町子ども家庭支援センター ☎ 03-3269-7345
- 信濃町子ども家庭支援センター ☎ 03-3357-6855

🌸 ひろば型一時保育

理由を問わず、1回4時間までお子さんを預かります。

対象：区内在住の生後6ヶ月～未就学児（発熱や下痢、病気感染のときは、お預かりできません）

費用：最初の1時間は950円、以後30分ごとに350円（減免制度あり）

申込み・問合せ：子ども総合センター、榎町子ども家庭支援センター

🌸 障害のあるお子さんへの支援

子ども総合センターでは、障害のあるお子さんと発達に心配のあるお子さんの発達相談や言語・理解の促進、運動機能および日常生活動作の発達を支援しています。また、3歳～就学前で発達に不安のある障害のあるお子さんと発達に心配のあるお子さんを一時的にお預かりします。

問合せ：子ども総合センター

🌸 育児支援家庭訪問事業

区内在住で生後1年未満のお子さんがいる家庭に、授乳・おむつ交換・簡単な家事などのお手伝いをする援助者を1日1回3または4時間派遣します。

費用：1時間1000円（減免制度あり）

申込み・問合せ：中落合子ども家庭支援センター

🌸 子どもショートステイ

病気・入院・介護などにより、一時的にお子さんの世話ができないときに区内の乳児院や協力家庭でお預かりします。1回の申込みで7日間までご利用できます。

対象：区内在住の0歳～小学6年生

費用：1日3000円（減免制度あり）

申込み・問合せ：信濃町子ども家庭支援センター



🌸 乳幼児親子のひろば、児童コーナー

乳幼児向け遊びのひろばと4歳以降の子どもたちが楽しく遊べるオープンスペースがあります。保護者同士の交流や仲間づくりを兼ねた行事、子育て支援講座、工作・料理といった楽しい行事も行っていきます。

問合せ：子ども総合センター、各子ども家庭支援センター

| 名称 | 電話番号 (問合せは日本語対応です) | 住所 |
|----------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 子ども総合センター | 03-3232-0674 | 新宿7-3-29 (東京メトロ副都心線・都営大江戸線東新宿駅徒歩7分) |
| 中落合子ども家庭支援センター | 03-3952-7752 | 中落合2-7-24 (西武新宿線下落合駅徒歩6分) |
| 榎町子ども家庭支援センター | 03-3269-7304 | 榎町36 (東京メトロ東西線早稲田駅徒歩7分) |
| 信濃町子ども家庭支援センター | 03-3357-6851 | 信濃町20 (JR信濃町駅徒歩5分) |

👉 INFO

☆☆☆新宿ハッピー子育てガイド☆☆☆

「新宿ハッピー子育てガイド」を英語、中国語、ハングル（各言語日本語ルビ併記）で発行しています。新宿区の子育てサービスに関する情報ははじめ、これから子育てをする方や育児中の保護者に必要な情報が満載です。

配布先：区役所、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、保健センター



はたち 20歳の方へ 成人の日「はたちのつどい」に参加しよう!

日本では20歳になると社会的な権利と責任が生じ、大人の仲間入りとなります。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を励ます式が成人式です。

新宿区でも成人のお祝いを行っています。服装は自由ですので、お気軽にお越しください。



日時 1月9日(月・祝) 午後1時～3時 (正午から受付)
会場 京王プラザホテル(西新宿2-2-1)
対象 新宿区に外国人登録をしている1991年4月2日～1992年4月1日に生まれた方
内容 式典・立食パーティー

問い合わせ 総務課総務係(本庁舎3階)
TEL 03-5273-3505

国際交流区民のつどい ひなまつり

毎年恒例のひなまつりは、日本文化体験を通じて在住外国人と区民が相互理解と親睦を深めるためのイベントです。着物の着付けや水墨画、華道、茶道、書道などの体験コーナーや、ティーコーナー、行政相談コーナーの他、7段飾りの雛人形やその他日本の遊びを展示します。



日時 2月25日(土) 午前10時～午後3時終了予定
会場 新宿文化センター3階小ホール、4階会議室、地下1階展示室

費用 500円(小学生以下は無料)
申し込み 不要(直接会場に来てください)

問い合わせ 新宿未来創造財団 文化交流課
TEL 03-3350-1141

HIV/エイズ・性感染症(STI)は身近な病気です

新宿区保健所では相談・検査を匿名無料で実施しています。HIVや性感染症は誰にでも感染の可能性がある病気です。性感染症には自覚症状がないものもあり、気づかないうちにパートナーにうつしてしまいます。早期発見・早期治療が非常に重要ですので、心配な方は相談・検査を受けましょう。

1 外国語による HIV相談、検査

対応言語: 英語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語

(1) HIV/エイズ電話相談 03-3369-7110

【相談日】 毎週木曜日 午後1時～5時(タイ語は原則月2回、検査日のみの実施です)

(2) HIV・性感染症(STI) 検査

検査内容: HIV・STI(梅毒、クラミジア)
 検査を受ける方は受付時間内に直接検査会場へ来てください。予約は不要です。

【検査日】 原則毎月2回木曜日

1月から3月は以下の日程です。

1月5日・1月19日・2月2日・2月16日

3月1日・3月15日

*結果は1週間後にお知らせしますので、

検査会場まで来てください。

【受付時間】 午後1時30分～3時

【会場】 西新宿保健センター(新宿区西新宿7-5-8)

2 日本語による HIV相談、検査

(1) HIV/エイズ電話相談

03-5273-3862(保健予防課保健相談係)

【相談日】 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時

(2) HIV・性感染症(STI) 検査

【予約電話】 ※日本語での検査は予約が必要です。

03-5273-3859(保健予防課予防係)

*検査日・検査内容は上記と同様です。
 新宿区保健所 保健予防課(Tel.03-5273-3859)

2012年7月頃から外国人に関する登録制度が変わります

★外国人登録法が廃止され、外国人住民の方にも住民票が作成されます。

★住民票の対象になる方は、適法に3カ月を超えて在留する外国人の方(「中长期在留者」といいます)や特別永住者の方などです。

★住民票の対象になる方には、仮住民票(新制度開始時に住民票となるもの)を2012年5月頃から郵便で通知しますのでご確認ください。

★中长期在留者には在留カードが、特別永住者には特別永住者証明書が交付されます。詳しくは外国人在留総合インフォメーションセンター(☎03-5796-7112)にお問い合わせください。

問い合わせ 戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎03-5273-4094